

官又ハ健康保険組合ハ被保険者ノ標準報酬ヲ決定シ遅滞ナク之ヲ事業主ニ通知ス
ヘシ標準報酬ヲ變更シタルトキ亦同シ
事業主前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ被保険者ニ告知スヘシ

疑義なし

條 文

第六條 保険官署ノ官吏又ハ吏員保険事故ノ生シタル作業ノ場所ニ臨檢スル場合ニ於
テハ様式第二號ニ依ル臨檢證ヲ携帯スヘシ

疑義なし

條 文

第六條ノ二 健康保険法施行令第五條ノ二ノ規定ニ依リ發スル督促狀ハ様式第二號ノ

二ニ依ル

疑義なし

條 文

第六條ノ三 廳府縣ノ官吏滞納處分ノ爲メ財産ノ差押ヲ爲ス場合ニ於テ示スヘキ其ノ
命令ヲ受ケタル官吏タルノ證票ハ様式第二號ノ三ニ依ル

疑義なし

條 文

第六條ノ四 健康保険法第十一條ノ四ノ規定ニ依ル公告ハ道府縣廳（東京府ニ在リテ
ハ警視廳以下之ニ同シ、）北海道廳出張所又ハ健康保険組合ノ事務所ニ之ヲ爲ス
ヘシ

疑義なし

條 文

第七條 健康保險法施行令第九十九條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ハ様

式第三號ニ依リ作製シ工場又ハ事業場毎ニ之ヲ備フヘシ

疑義なし

條 文

第八條 事業主ハ保險ニ關スル書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ三年間保存スヘシ

疑義解釋

一 事業廢止ニ因リ事業主タラサルニ至リタル者ノ書類保存義務

事業主が事業の廢止に因り事業主たらざるに至りたる場合と雖施行規則第八條に依りて書類保存の義務あるものとす

二 職工ノ出勤簿ノ保存期間

被保險者より傷病手當金請求の場合事業主の勞務不能の期間に關する證明の根據を明にせる出勤簿の如きは健康保險法施行規則第八條の書類に該當せざるものとす（昭和四年十二月二十八日保規第一、八五八號を以て保險部長より神奈川縣知事宛回答）

條 文

第八條ノ二 第三條、第四條、第五條第二項、第十條、第十一條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十三條第三項及第五項、第二十三條ノ二第一項及第二項、第四十五條第四項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第

五十七條第二項、第六十二條第二項及第六十四條ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スヘキ事項ニ付テハ事業主ハ豫メ代理人ヲ選任シ之ヲ處理セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ事業主代理人ヲ選任シタルトキハ地方長官又ハ健康保險組合ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

疑義なし

條 文

第九條 保險者ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ニ爲スコトヲ得ル施設左ノ如シ

- 一 保健ニ關スル宣傳
- 二 傷病ノ豫防ニ關スル施設
- 三 健康診斷ニ關スル施設
- 四 保養ニ關スル施設

五 前各號ニ掲クルモノノ外保險者ニ於テ必要アリト認ムル施設

疑義なし

第二章 被保險者

條 文

第十條 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事業主ハ様式第四號ニ依リ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ事業主ハ様式第五號ニ依リ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

疑義解釋

一 口頭ヲ以テ爲ス被保險者資格取得届

被保險者資格取得届を口頭を以て爲すは不可然ものとす（昭和二年三月四日附保理第一、〇五六號を以て保險部長より香川健康保險署長宛回答）

二 借受ニ係ル鑛區ニ依リテ爲ス事業ニ使用セラルル被保險者ノ資格取得届出ノ義務者

他人の鑛區を借受けて事業を爲す者即ち所謂斤先人は健康保險に於ける事業主に非ざるを以て斯くの如き事業に使用せらるゝ被保險者の被保險者資格取得の届出は鑛業權者に於て爲すべきものとす（昭和二年一月二十七日附保理第四九一號を以て保險部長より滋賀健康保險署長宛回答）

三 健康保險組合ノ設立アル事業ノ一部讓渡ノ場合ニ於ケル被保險者資格取得届出者及任意包括被保險者タルコトノ申請者

法第十三條の規定に依る被保險者と法第十五條の規定に依る被保險者とを組

合員とする健康保險組合の設立ある事業の一部を讓渡するに當り其の事業の一部に使用せらるゝ被保險者を全部解雇したる場合に於ては其の事業の一部を讓受けたる事業主に於て健康保險組合に對し法第十三條の規定に依る被保險者に付ては施行規則第十條第一項の届出を爲すことを要するものとす又法第十五條の規定に依る被保險者に付ては其の事業の一部を讓受けたる事業主に於て更に新なる手續を爲すに非ざれば被保險者の資格を取得せざるものとす（昭和二年八月十一日附保理第三、〇八七號を以て保險部長より東京電燈株式會社宛回答）

四 健康保險組合ノ設立アル事業ノ一部讓渡ノ場合ニ於ケル被保險者資格喪失届出者

健康保險組合の設立ある事業の一部を讓渡するに當り其の事業の一部に使用せらるゝ被保險者を全部解雇する場合に於ては其の事業の一部を讓渡する事

業主に於て健康保険組合に對し施行規則第十條第二項の届出を爲すべきものとす（昭和二年八月十一日附保理第三、〇八七號を以て保険部長より東京電燈株式會社宛回答）

五 事業主ノ變更ト被保險者資格得喪トノ關係

事業主に變更ありたる場合に於て舊事業主が事業に使用せらるゝ被保險者を解雇せざりしものとせば右の被保險者は新事業主に其の儘使用せらるゝものと謂ふべく即ち此の場合に於ては被保險者の資格に何等影響を來さざるものとす（昭和三年五月十九日附保理第一、三七〇號を以て保険部長より兵庫健康保険署長宛回答）

六 被保險者ノ資格取得届ノ連記式

健康保険組合に於て被保險者の資格取得届を數人連記の様式に定むるは違法とす（昭和四年三月八日附保理第五八二號を以て保険部長より片倉岩代健康

保險組合宛回答）

七 同時ニ二以上ノ業務ニ使用セララル旨ノ届出先

施行規則第十二條の規定に依る同時に二以上の業務に使用せらるゝ旨の届出は施行規則第二條第一項の規定に依る事項の届出先たる健康保険組合又は地方長官に對し之を爲すものとす

條 文

第十一條 健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者カ同法第十三條若ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險號トナリタルトキハ事業主ハ様式第四號ニ準シ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保険組合ニ届出ツヘシ

疑義なし

條 文

第十二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セララルトキハ其ノ各業務ニ付左ニ掲クル事項ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

一 事業主ノ氏名及住所

二 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

疑義なし

條 文

第十三條 健康保險法第十四條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ同條

第二項ノ規定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

一 事業ノ名稱及種類

二 工場又ハ事業場ノ名稱所在地及種類

三 被保險者ト爲ルヘキ者ノ員數

健康保險法第十四條第一項ノ認可ノ申請ト同時ニ其ノ事業ニ付健康保險組合ノ設立又ハ事業ノ編入ニ關スル規約變更ノ認可申請アル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

疑義なし

條 文

第十四條 健康保險法第十九條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ同條

第二項ノ規定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

一 事業ノ名稱及種類

二 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及種類

三 被保險者ノ員數

四 組合ノ設立アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ名稱及所在地並其ノ組合カ解散スヘキモノナルトキハ其ノ旨

疑義なし

條 文

第十五條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトノ申請書ニ

ハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 住所

二 資格喪失ノ年月日

三 従前ノ標準報酬日額

四 資格喪失後繼續シテ保險給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至

リタル年月日

五 健康保險法施行令第十條ノ期限經過後申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由

六 資格喪失ノ際ニ屬シタル廳府縣（北海道廳出張所ノ分掌ニ屬シタルトキハ其出張所）健康保險組合又ハ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定

シタル共済組合ノ名稱

疑義なし

條 文

第十六條 健康保險法第二十一條ニ規定スル猶豫期間ハ健康保險法施行令第百條ニ規

定スル納付期日經過後十日トス

疑義なし

條 文

第十七條 被保險者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキハ事業主ハ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 被保險者ノ氏名
 - 二 被保險者證ノ記號及番號
 - 三 該當ノ事實及該當シ又ハ該當セサルニ至リタル年月日
- 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者又ハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ者ニ於テ前項ノ例ニ依リ之ヲ届出ツヘシ

疑義なし

條 文

第十八條 事業主ニ變更アリタルトキハ事業主及事業主タリシ者連署ヲ以テ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 事業ノ種類及新舊名稱
 - 二 工場又ハ事業場ノ所在地及新舊名稱
 - 三 變更ノ年月日及事由
 - 四 事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所
- 事業ノ一部ニ付事業主ノ變更アリタル場合ニ於テハ前項各號ノ外被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號ヲ届出ツヘシ

疑義解釋

一 舊事業主連署不能ノ場合ニ於ケル事業主變更届出者

健康保險組合の設立ある鑛業株式會社が鑛業財團を設定し之を擔保として銀行より借人を爲したるに該借入金を返済せざる爲右の銀行は該財團を競賣に付し他の會社に賣渡したり仍て右の鑛業株式會社が存立の意義なき爲株主總會の決議を経て解散せり斯くの如き場合に於ける事業主變更届出には舊事業主が連署すること能はざるを以て新事業主のみ届出づれば可なるものとす
(昭和三年三月二十九日附事第九一五號を以て保險部大阪出張所長より沖見初健康保險組合宛回答)

條 文

第十九條 工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル工場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ事業主ハ其ノ工場ノ名稱及所在地並適用ヲ受ケサルニ至リタル年月日及事由ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

疑義なし

條 文

第二十條 左ニ掲ケル事項ニ變更アリタルトキハ事業主ハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 事業ノ名稱又ハ種類
- 二 事業主ノ氏名又ハ住所
- 三 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地又ハ種類

四 被保険者ノ氏名又ハ業務ノ種別

疑義解釋

一 工場又ハ事業場ノ移轉セル場合ト施行規則第二十條

甲地に於ける工場又は事業場が包括的に乙地に移轉したる場合に於ては單に事業主をして施行規則第二十條に依る届出を爲さしむるのみにて可なるものとす（昭和六年三月二十八日附保規第三九號を以て保険部長より芝浦健康保険組合理事長宛回答）（本件ハ健康保険組合の設立ある事業に於ける工場又は事業場の所在地變更の場合に於ける回答なり）

條 文

第二十一條 健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタ

ルトキハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保険組合ニ届出ツヘシ

被保険者道府縣ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキハ前項ノ届出ハ各地方長官ニ對シ之ヲ爲スヘシ

疑義なし

條 文

第二十二條 第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ地方長官又ハ健康保険組合ハ其ノ被保険者ノ被保険者證ノ記號及番號ヲ遲滞ナク事業主ニ通知スヘシ其ノ記號及番號ヲ變更シタルトキ亦同シ

疑義なし

條 文

第二十三條 地方長官又ハ健康保險組合ハ様式第六號ニ依ル被保險者證ヲ被保險者ニ交付スヘシ但シ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員タル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

地方長官又ハ健康保險組合被保險者證ヲ交付セントスルトキハ之ヲ被保險者ヲ使用スル事業主ニ送付スヘシ但シ被保險者健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ナル場合ニ於テハ之ヲ被保險者ニ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ送付アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク之ヲ被保險者ニ交付スヘシ

被保險者證ノ第一面ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ其ノ改訂ヲ受クル爲被保險者ハ遲滯ナク之ヲ事業主ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ提出アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク其ノ改訂ヲ爲シ被保險者ニ返付スヘシ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者(健康保險組合ニ屬スル者ヲ除ク)道府縣ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク被保險者證ヲ地方長官ニ提出シテ其ノ改訂ヲ受クヘシ

被保險者證ヲ滅失若ハ毀損シタルトキ又ハ被保險者證ニ餘白ナキニ至リタルトキハ被保險者ハ遲滯ナク被保險者證ヲ添へ(滅失ノ場合ヲ除ク)其ノ旨ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

疑義なし

條 文

第二十三條ノ二 被保險者其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ被保險者ニ變更アリタル

トキハ事業主ハ遲滞ナク被保険者證ヲ回收シ之ヲ地方長官又ハ健康保険組合ニ返納スヘシ但被保険者健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者タル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保険組合ニ返納スヘシ
 被保険者ノ資格喪失ニ因リ事業主ノ返納スヘキ被保険者證ハ之ヲ資格喪失届ニ添附スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ資格喪失届ニ附記スヘシ
 被保険者（健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ保険者ニ變更アリタルトキハ其ノ被保険者證ヲ五日以内ニ事業主ニ提出スヘシ但シ資格喪失後引續キ保険給付ヲ受クル者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス被保険者ノ資格喪失後引續キ保険給付ヲ受クル者ハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保険組合ニ返納スヘシ

第一項ノ資格喪失ノ原因死亡ナルトキ又ハ第三項ノ規定ニ依リ被保険者證ヲ提出スヘキ者若ハ前項ノ規定ニ依リ被保険者證ヲ返納スヘキ者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保険法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ於テ其ノ請求ノ際被保険者證ヲ地方長官又ハ健康保険組合ニ返納スヘシ

疑義なし

第三章 健康保険組合

條 文

第二十四條 健康保険組合設立ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ但シ健康保険法第三十二條ノ規定ニ依リ組合設立ノ認可申請ヲ爲ス場合ニ於テハ第五號

及第六號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

- 一 規約
- 二 事業計畫書
- 三 保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面
- 四 初年度ノ收入支出ノ豫算
- 五 健康保險法施行令第十一條ノ書面ノ寫（被保險者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト）
- 六 組合ノ設立ニ付健康保險法第二十九條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

疑義なし

條 文

第二十五條 健康保險法又ハ之ニ基ク命令ノ規定ニ依リ組合ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ

受クヘキ事項カ組合會ノ決議ヲ經タルモノナルトキハ申請書ニ其ノ會議録ノ寫ヲ添附スヘシ

認可申請ヲ爲スヘキ事項カ健康保險法施行令第四十條ノ規定ニ依リ理事專決シタルモノナルトキハ申請書ニ專決ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

疑義なし

條 文

第二十六條 組合合併ノ認可申請書ニハ合併スル各組合ノ名稱及被保險者ノ員數並合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立スル組合ノ名稱ヲ記載シ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 合併後ニ於ケル事業計畫書

- 二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル各組合ノ財産目録
- 三 合併ニ因リテ成立スル組合アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ規約、保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ収入支出ノ豫算
- 四 合併後存続スル組合アル場合ニ於テハ合併ニ併フ規約變更ノ認可申請ハ合併ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スヘシ

疑義解釋

- 一 健康保険組合ノ合併認可申請書ニ署名スヘキ組合
健康保険組合の合併認可申請書は合併せむとする各組合が之に連署すべきものとする

條文

第二十七條 組合分割ノ認可申請書ニハ分割スル組合、分割後存続スル組合及分割ニ因リテ成立スル組合ノ名稱及被保険者ノ員數ヲ記載シ左ニ掲タル書類ヲ添附スヘシ

- 一 分割後ニ於ケル各組合ノ事業計畫書
- 二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル分割スル組合ノ財産目録
- 三 分割ニ因リテ成立スル組合ノ承継スル權利義務ノ限度ヲ示シタル書面
- 四 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ収入支出ノ豫算

前條第二項ノ規定ハ分割後存続スル組合ノ分割ニ伴フ規約變更ノ認可申請ニ之ヲ準用ス

疑義なし

條 文

第二十八條 組合解散ノ認可申請書ニハ解散スル組合ノ名稱及被保險者ノ員數ヲ記載シ認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル財産目錄ヲ添附スヘシ

疑義なし

條 文

第二十九條 被保險者タル組合員常時ナキニ至リタル爲組合解散シタルトキハ其ノ事由、組合ノ名稱及解散ノ年月日ヲ理事タリシ者ニ於テ遲滞ナク内務大臣ニ届出ツヘシ
前項ノ届書ニハ解散ノ日ノ現在ニ依リ調製シタル財産目錄ヲ添附スヘシ

疑義なし

條 文

第三十條 組合ノ設立アル事業ノ編入又ハ削除ニ關スル規約變更ノ認可申請書ニハ左

ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

一 規約變更後ニ於ケル事業計畫書

二 健康保險法施行令第七十條ノ書面ノ寫（被保險者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト）

三 事業ノ編入又ハ削除ニ付健康保險法施行令第六十七條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

疑義なし

條 文

第三十一條 組合合併又ハ分割シタル場合ニ於テハ理事又ハ理事タリシ者ハ其ノ組合員タリシ被保險者ノ保險ヲ管掌スル組合ノ理事ニ對シ遲滯ナク其ノ事務ノ引繼ヲ爲スヘシ

事務引繼完了シタルトキハ引繼ヲ爲シタル者及引繼ヲ受ケタル者連署ノ上完了ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ旨ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

疑義なし

條 文

第三十二條 前條ノ規定ハ組合解散シタル場合及組合其ノ組合ノ設立アル事業ヲ削除シタル場合ニ之ヲ準用ス

疑義なし

條 文

第三十三條 組合會ノ會議録ニハ議長及出席議員二人以上之ニ署名スヘシ

疑義なし

條 文

第三十四條 收入支出ノ豫算ハ様式第七號ニ依リ之ヲ調製シ毎年二月末日迄ニ認可申請ヲ爲スヘシ

疑義なし

條 文

第三十五條 保険料率ノ認可申請書ニハ計算ノ基礎ヲ示シタル書面ヲ添附スヘシ

疑義なし

條 文

第三十六條 決算ハ様式第七號ニ依リ、事業報告ハ様式第八號ニ依リ之ヲ調製シ年度

經過後四月内ニ組合會ノ認定ニ付スヘシ

決算及事業報告ハ組合會ノ認定ヲ經タル後遲滯ナク之ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

前二項ノ規定ニ依リ事業報告ヲ組合會ノ認定ニ付シ又ハ社會局長官ニ届出ツル場

合ニ於テハ之ニ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目錄ヲ添附スヘシ

疑義 解釋

一 決算及事業報告ノ届出ト組合會會議録寫ノ添附

施行規則第三十六條第二項に依り決算及事業報告の届出を爲す場合には認定を經たる組合會の會議録寫を添附するの必要なきものとす（昭和三年八月七日附保理第一、九九一號を以て保険部長より日本製鋼所室蘭健康保険組合宛 回答）

二 合併ニ因リテ消滅シタル健康保険組合ノ當該年度ニ於ケル収入支出ノ計算及事業報告ノ提出者ト之カ認定

合併に因りて消滅したる健康保険組合の當該年度の収入支出の計算及事業報告は消滅したる健康保険組合の理事たりし者之を作成し理事長たりし者の名を以て提出するものとす此の場合に於ては消滅したる組合の健康保険組合會議員への報告又は存続組合の組合會の認定は之を要せざるものとす（昭和五年十二月二日附保規第五四九號を以て保険部長より野田醬油第一健康保険組合理事長宛回答）

條 文

第三十七條 財産目録ハ様式第九號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

疑義なし

條 文

第三十八條 組合ハ事業報告ニ付組合會ノ認定ヲ經タルトキハ年度末現在ニ依リ調製

シタル財産目録ト共ニ之ヲ公示スヘシ

疑義なし

條 文

第三十九條 削除

條 文

第四十條 組合ハ様式第十號ニ依リ毎月ノ事業狀況ヲ翌月十五日迄ニ社會局長官ニ報告スヘシ

疑義なし

條 文

第四十一條 組合原簿ハ様式第十一號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

疑義なし

條 文

第四十二條 組合ハ被保險者臺帳、歳入簿、歳出簿及現金出納簿ヲ備フヘシ

前項ノ帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

疑義なし

條 文

第四十三條 組合ニ於テ組合員ノ權利義務ニ關スル規定ヲ定メ又ハ改廢シタルトキハ

遲滯ナク之ヲ社會局長官ニ報告シ且組合員ニ周知セシムヘシ

疑義なし

條 文

第四十四條 理事長就職、退職又ハ死亡シタルトキハ組合ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ社會局

長官ニ届出ツヘシ

疑義解釋

一 理事長ノ任期満了ノ場合ト施行規則第四十四條ノ届出

理事長が任期満了の爲退職したる場合と雖施行規則第四十四條の規定に依り

退職届の提出を要するものとす（昭和三年三月二十日附保發第一五八號を以

て保険部長より各健康保険組合宛通牒但し保険部大阪出張所分掌区域内の組

合を除く）

第四章 保險給付

條 文

第四十五條 被保險者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ

齒科醫師（以下保險醫ト稱ス）ニ之ヲ申出ツヘシ
 前項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テハ被保險者ハ被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ
 但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミ
 タル後遲滯ナク被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ

健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員タ
 ル被保險者第一項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ療養ノ給付ヲ受ケントスル疾病又ハ負
 傷ニ付共濟組合ヨリ給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ始メタル日ヲ證スル
 書面ノ給付ヲ受ケサル者ニ在リテハ共濟組合ノ組合員タル被保險者ナルコトヲ證
 スル書面ヲ被保險者證ニ代ヘ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用
 ス

第一項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキ
 ハ被保險者ハ之ニ關スル事業主ノ證明書ヲ提出スヘシ

健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ繼續シテ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得
 ル者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得ルモノナルコト
 ヲ保險者ニ於テ承認シタル書面ヲ揭示シテ之ヲ保險醫ニ申出ツヘシ

疑義解釋

一 被保險者證ヲ自宅ニ置忘レ所持セサルコトト施行規則第四十五條第二項ノ但書
 ノ『己ムヲ得サル事由』

遠隔の地に出張中疾病に罹りたる被保險者が其の他の保險醫に就き療養の給
 付を受くるに當り被保險者證を自宅に置忘れ所持せざることとは施行規則第四
 十五條第二項但書の『己むを得ざる理由』に該當するものとす（昭和三年六
 月二十五日附保理第一、六四〇號を以て保險部長より豊田織機健康保險組合

宛回答）

條 文

第四十六條 保險醫被保險者ニ對シ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ遲滯ナク被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ被保險者ニ返還スヘシ但シ其ノ被保險者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ

保險醫前項ノ規定ニ依リ被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ返還スルトキハ被保險者證ノ第二面ニ掲クル事項ヲ之ニ記載スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ保險醫第四十七條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ヲ交付シタルモノナルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ療養證明書ノ全部返納アリタルトキ被保險者證又ハ前條第三項ノ書面ヲ返還スヘシ但シ保險醫變更ノ場合ニ於テハ此限ニ在ラス

疑義なし

條 文

第四十七條 保險醫ノ療養ヲ受クル被保險者同時ニ他ノ保險醫ニ就キ療養ヲ受クルノ必要アルトキハ被保險者證又ハ第四十五條第三項ノ書面ヲ保管スル保險醫ニ就キ様式第十三號ニ依ル療養證明書ノ交付ヲ受クヘシ
前項ノ療養證明書ハ之ヲ被保險者ト見做シ前二條ノ規定ヲ適用ス
被保險者保險醫ヨリ療養證明書ノ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ交付シタル保險醫(保險醫變更ノ場合ニ於テハ變更後ノ保險醫ニ遲滯ナク返納スヘシ)

疑義なし

條 文

第四十八條 被保險者保險醫變更ノ爲メ被保險者證、第四十五條第三項ノ書面又ハ療養證明書ノ返還ヲ受ケムトスルトキハ保險醫變更ニ付地方長官又ハ健康保險組合ノ承認アリタルコトヲ證スル書面ヲ當該保險醫ニ提示スヘシ

疑義なし

條 文

第四十九條 被保險者ノ療養ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ地方長官又ハ健康保險組合ノ承認ヲ受ケ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得
緊急ノ必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ診療後遲滯ナク其事由ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ報告スヘシ

疑義なし

一條 文

第五十條 保險醫被保險者ヨリ処方箋ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
被保險者ニ對シ処方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ処方箋ニ其ノ使用期間ノ開始及終了ノ年月日ヲ記載スヘシ

疑義なし

條 文

第五十一條 保險醫ノ療養ヲ受クル被保險者処方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ其ノ処方箋ヲ交付シタル保險醫ニ就キ療養證明書ノ交付ヲ受クヘシ但シ保

險醫處方箋ノ交付ト同時ニ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス
被保險者保險者ノ指定シタル藥劑師（以下保險藥劑師ト稱ス）ニ就キ處方箋ニ依
リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ被保險者證、第四十五條ノ第三項ノ書面又ハ
療養證明書ヲ提示スヘシ

被保險者ニ對シ藥劑ノ支給ヲ爲シタルトキハ保險藥劑師ハ被保險者證、第四十五
條第三項ノ書面又ハ療養證明書ニ第四十六條第二項ノ規定ニ準シ必要ナル記載ヲ
爲スヘシ

疑義解釋

一 施行規則第五十一條但書ト様式第六號ノ終了事由ニ關スル件

施行規則第五十一條第一項但書ニ依リ保險醫處方箋ノ交付ト同時ニ療養ヲ爲
ササルニ至リタル場合ニ於テハ保險醫ノ診療シタル最終日ヲ「終了日」欄ニ

記載シ「終了事由」欄ニハ「處方箋交付」ト記載シ保險藥劑師ニ在リテハ藥
劑支給期間ノ初日ヲ「開始日」欄ニ記載シ藥劑支給期間ノ最終日ヲ「終了日
」欄ニ記載（「終了事由」欄ニ記載スルヲ要セス）スルモノトス （昭和四
年七月十一日附保理第一、八二五號ヲ以テ保險部長ヨリ熊本健康保險署長宛
回答）

條文

第五十二條 療養ノ給付ヲ受クル疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ
被保險者ハ其ノ事實、第三者ノ氏名及住所（氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨
）並疾病又ハ負傷ノ狀況ヲ遲滯ナク地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

疑義なし

條 文

第五十三條 被保險者健康保險法施行令第七十七條第一項第一號ノ規定ニ依リ療養費ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ届出ツヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
- 三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別
- 四 疾病又ハ負傷ノ經過
- 五 療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル事由
- 五ノ二 被保險者醫師又ハ齒科醫師ニ就キ診療ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所並診療ノ内容、期間及之ニ要シタル費用ノ額
- 六 疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名

及住所（氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨）

疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書ヲ前項ノ届書ニ添附スヘシ

被保險者特別ノ事情ニ因リ前項ノ證明書ヲ受クルコトヲ得サルトキハ届書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

被保險者醫師又ハ齒科醫師ニ就キ診療ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ第一項ノ届書ニ添附スヘシ

第一項ノ届書ニハ被保險者證ヲ添附スヘシ

地方長官又ハ健康保險組合ハ被保險者證ノ第二面ニ掲クル事項ヲ被保險者證ニ記載シ之ヲ被保險者ニ返付スヘシ

疑義解釋

一 施行規則第五十三條第一項ノ規定ニ依ル届出ノ性質

施行規則第五十三條第一項の規定に依る届出は保険給付決定方申出の性質に属するものとす（昭和二年二月二十六日附保理第七三〇號を以て保険部長より神奈川健康保険署長宛回答）

二 被保険者カ指定外ノ醫師等ノ診察又ハ手當ヲ受クル場合ト施行規則第五十六條ノ二ノ規定トノ關係

施行規則第五十六條の二の規定は被保険者が保険者の承認を受け指定外の醫師若は歯科醫師の診察を受くる場合又は緊急の場合に於て指定外の醫師、歯科醫師其の他の者の手當を受くる場合に於ても適用あるものとす（昭和三年十月二十九日附保理第二、六八三號を以て保険部長より福井健康保険署長宛回答）

條 文

第五十四條 健康保険法施行令第七十七條第一項第二號ノ承認ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 前條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲クル事項

二 診療ヲ受ケムトスル醫師又ハ歯科醫師ノ氏名及住所並其ノ診療ヲ受ケムトスル事由

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

疑義なし

條 文

第五十五條 健康保険法施行令第七十七條第一項第二號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左

ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 被保險者證ノ記號及番號

二 診療ノ内容及期間

三 診療ニ要シタル費用ノ額

四 診療ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ事由

前項ノ申請書ニハ診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添附スヘシ

第五十三條第五項及第六項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

疑義なし

條 文

第五十六條 健康保險法施行令第七十七條第一項第三號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左

ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 第五十三條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲クル事項

二 手當ヲ受ケタル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ氏名及住所

三 手當ノ内容及期間

四 手當ニ要シタル費用ノ額

五 緊急ナリシコトノ事由

第五十三條第二項ノ第五項及第六項並前條第二項ノ規定ハ前項ニ之ヲ準用ス

疑義なし

條 文

第五十六條ノ二 被保險者健康保險法施行令第七十四條第一項第三號（一回ノ費用二

十圓ヲ超ユル場合ニ限ル）乃至第五號ノ給付ヲ受ケ又ハ病院ニ入院セムトスルト

キハ第五十三條第一項第一號乃至第三號ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出

スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限リニ在ラス此場合ニ於テハ其ノ事
由止ミタル後遲滞ナク申請書記載事項及己ムヲ得サル事由ヲ記載シタル届書ヲ提
出スヘシ

前項ノ申請書又ハ届書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添
附スヘシ

一 健康保險法施行令第七十四條第一項第三號乃至第五號ノ給付又ハ入院ヲ必要
ト認ムル理由

二 給付ノ内容及之ニ要スヘキ費用ノ見積額

三 病院ニ入院セントスル場合ニ在リテハ入院ノ期間

疑義なし

條文

第五十七條 傷病手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 被保險者證ノ記號及番號

二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因

三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別

四 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間

五 傷病手當金カ健康保險法施行令第七十九條又ハ同令第八十七條ノ規定ニ依ル
モノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被
保險者トノ續柄、收容セラレタル病院、病舎又ハ療養所ノ名稱及所在地並收容
セラレタル事由、年月日及期間

六 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ
其ノ報酬ノ額及期間

七 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受ク

ルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル傷病手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

一 前項第四號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書

二 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル爲療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ傷病手當金支給ノ請求書ニハ前項各號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付引續キ傷病手當金ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ請求書ニ第二項第二號ノ證明書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セ

疑義解釋

一 保險給付請求書ニ押捺セル請求書ノ捺印

保險給付請求書にして請求者の捺印を押捺せるものは有効とす（昭和二年一月二十九日電報を以て保險部長より新潟健康保險署長宛回答）

二 施行規則第五十七條第二項第一號ノ醫師又ハ齒科醫師ノ意義

施行規則第五十七條第二項第一號の「醫師又は齒科醫師」とある醫師及齒科醫師は必ずしも保險醫たることを要せざるものとす（昭和二年三月二十六日附保理第三四五號を以て保險部長より各健康保險署長及各健康保險組合宛通牒）

三 傷病手當金支給請求書ニ添附スヘキ醫師又ハ齒科醫師ノ意見書

一、傷病手當金支給請求書に添附すべき勞務に服すること能はざりし期間に

關する醫師又は齒科醫師の意見書は醫師又は齒科醫師に就き診療を受けざりし場合に於ては之が添附を要せざるものとす（昭和二年三月二十六日附保發第三四五號を以て保險部長より各健康保險署長及各健康保險組合宛通牒）

二、傷病手當金支給請求書に添附すべき勞務に服すること能はざりし期間に關する醫師又は齒科醫師の意見書は保險醫に非ざる醫師又は齒科醫師の意見書にても差支なきものとす（昭和二年八月二十七日附保理第三、一九三號を以て保險部長より日清印刷健康保險組合宛回答）

三、傷病手當金支給請求書には勞務に服すること能はざりし期間に關する醫師の證明書を添付すべきものに非ずして意見書を添附すべきものとす故に醫師に於て被保險者の既往の状態を推測して表示したる意見書は差支なきものとす但し健康保險組合に於て被保險者が勞務に服すること能は

ざりし状態に在りしことを認むるに非ざれば傷病手當金を支給すべからざるは勿論とす（昭和四年二月二十一日附保理第三八八號を以て保險部長より大林製絲所健康保險組合宛回答）

四、被保險者が保險者の承認を受け其の指定せざる醫師（又は齒科醫師）の診療を受けたる場合は當該醫師は意見書交付の義務なきを以て傷病手當金請求書に意見書の添附なきも之を受理するの外なし而して保險者に於て該疾病の療養の爲勞務に服せざりしことを認定し得べき事實あらば醫師（又は齒科醫師）の意見なき場合と雖傷病手當金を支給すべきものとす（昭和五年四月十七日附保規第二四四號を以て保險部長より長紡堺工場健康保險組合宛回答）

四 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル爲療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於ケル傷病手當金支給請求書ノ添附書類

療養の給付を爲すこと困難なる爲療養費の支給を受くる場合即ち健康保険法施行令第七十七條第一項第一號に該當する場合に於ける傷病手当金の支給請求書には施行規則第五十七條第二項の書類は添附を要せざるも其他の場合に於ける傷病手当金の支給請求書には之が添附を要するものとす但し健康保険法施行令第七十七條第一項第一號該當以外の場合に在りても醫師又は歯科醫師に就き診療を受けざりしものなるときは施行規則第五十七條第二項第一號の書類は添付を要せず（昭和二年十一月三十日附保理第三、八一四號を以て保険部長より服部櫻田健康保険組合宛回答）

五 病院又ハ醫院ノ名ヲ以テ發セル勞務不能タリシ期間ノ意見書ト施行規則第五十七條第二項第一號ノ意見書

病院又は醫院の名を以て發せる意見書を以て施行規則第五十七條第二項第一號の醫師又は歯科醫師の意見書に代ふるは不可然ものとす（昭和三年十二月

二十七日附保理第三、一六三號を以て保険部長より神奈川健康保険署長宛回答）

六 資格喪失後給付ヲ受クル者ト傷病手当金支給請求書ニ添附スヘキ事業主ノ證明書

傷病手当金支給請求書に添附すべき事業主の證明書は被保険者の資格喪失後給付を受くる者に在りては添附するの必要なきものとす（昭和二年二月十日附保理第六五八號を以て保険部長より旭川健康保険署長宛回答）

七 任意繼續被保險者ト傷病手当金請求書ニ添附スヘキ事業主ノ證明書

傷病手当金支給請求書に添附すべき事業主の證明書は健康保険法第二十條の規定に依る被保険者にして從來の事業主に使用せられざる者に在りては添附するの必要なきものとす（昭和二年二月十日附保理第六五八號を以て保険部長より旭川健康保険署長宛回答）

八 保険給付請求書等ノ添附書類タル事業主ノ證明書ノ事業主印

保険給付請求書等に添附すべき事業主の證明書に事業主の捺印を省略せるものは不可然ものとす施行規則第六十四條の規定に依り事業主に於て保険給付支給請求書等に證明の記載を爲す場合亦同じ(昭和二年二月一日附保理第四八〇號を以て保険部長より富山健康保険署長宛回答)

九 施行規則第五十七條第二項第二號ノ事業主ノ證明書ト醫師又ハ齒科醫師ノ意見書トノ關係

施行規則第五十七條第二項第二號の事業主の證明書は醫師又は齒科醫師の意見書に依りて作成すべきものに非ずして同條第一項第四號の期間を證明せば可なるものとす(昭和二年五月五日附を以て保険部大阪出張所長より日本木管健康保険組合宛回答)

一〇 傷病ノ場合ニ繼續シテ食事ヲ受クル場合ト施行規則第五十七條第一項第六號

ノ「報酬ノ額」

施行規則第五十七條第一項第六號の「報酬の額」とは傷病の場合に繼續して受くる報酬が食事なるときは其の實費額を謂ふ義に非ずして健康保險法施行令第二條第一項(又は第三項)の規定に依りて定められたる標準價格に依りたる額を謂ふものとす(昭和三年七月二十一日附庶發第八一一號を以て保険部大阪出張所長より徳島健康保険署長宛回答)

一一 傷病手當金又ハ出産手當金ノ分割請求

傷病手當金又は出産手當金は何回に分ちて請求するも差支なきものとす(昭和三年十二月十一日附保理第二、九二三號を以て保険部より福岡縣小倉市砂津東京製綱株式會社小倉工場宛回答)

條 文

第五十八條 健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號
- 二 療養ノ給付ヲ受ケムトスル期間
- 三 療養ニ要スル費用ノ見積額
- 四 現ニ療養ヲ受クル保險醫ノ氏名及住所
- 五 健康保險法第四十八條第一項第一號ノ場合ニ於テハ事業主ニ於テ扶助ヲ爲スヘキ義務ノ基ク法令ノ條項
- 六 健康保險法第四十八條第一項第二號ノ場合ニ於テハ擔保ノ種類、數量及價格又ハ費用ノ償還ニ付定メタル方法

疑義なし

條文

第五十九條 埋葬料支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許

證ノ寫ヲ添附スヘシ

- 一 死亡シタル被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號
- 二 死亡ノ年月日及原因
- 三 死亡カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)
- 四 被保險者ト請求者トノ續柄
- 五 死亡カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別

疑義解釋

- 一 死體ヲ埋火葬スルコト能ハサル場合ニ於ケル埋葬料又ハ埋葬費ノ支給請求
死體を埋火葬すること能はざる葬祭の場合に於ける埋葬料又は埋葬費の支給
請求書ハ市町村長の埋火葬認許證寫の添附を缺くも有効とす
- 二 埋葬料又ハ埋葬費ノ支給請求書ニ添附スヘキ書類
埋葬料又は埋葬費の支給請求書に添附すべき市町村長の埋火葬認許證の寫に
は該認許證交付者の證明を要せざるものとす（昭和二年七月二日附發第一、
五一七號を以て保險部大阪出張所長より愛媛健康保險署長宛回答）
- 三 市町村長ノ交付シタル埋火葬認許證ノ寫ノ意義
健康保險法施行規則第五十九條又は第六十條に於て市町村長の埋火葬認許證
の寫と云ふは市町村長の交付したる埋火葬認許證の原本に基き埋葬料又は埋
葬費支給請求者に於て寫したるものを以て足るものと認む（昭和四年九月十
日保規第五九號を以て保險部長より群馬縣警察部長宛回答）

四 埋葬料ノ支給ト埋葬ニ關スル事業主ノ證明

埋葬の事實に關する事業主の證明を埋葬料請求の要件と爲すことは適法なら
ざるも埋葬を行ふ者の眞否を健康保險組合に於て調査上必要の爲事業主に對
し照會の回答（證明に非ず）を求むることは支障なきものとす（昭和三年五
月二十三日附保理第一、二八六號を以て保險部長より北嶺健康保險組合宛回
答）

五 市町村長又ハ官立病院ニ於テ埋火葬シタル場合ト埋葬料又ハ埋葬費ノ支給請求 書ノ添附書類

被保險者が行旅死亡人として取扱はれ市町村に於て埋火葬したる場合又は被
保險者が官立病院に被收容中死亡し該病院に於て埋火葬したる場合に於ては
埋葬料又は埋葬費の支給請求書に右の市町村長の埋火葬認許證寫の代りに市
町村長又は官立病院の發行したる埋火葬證明を添附するも差支なきものとす

(昭和三年三月十五日附庶發第二五三號を以て保険部大阪出張所長より福岡健康保険署長宛回答)

條 文

第六十條 健康保險法第四十九條第二項又ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫及埋葬ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添附スヘシ

- 一 前條第一號乃至第三號ニ掲クル事項
- 二 埋葬ヲ行ヒタル年月日
- 三 埋葬ニ要シタル費用ノ額
- 四 死亡カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別

疑義なし

條 文

第六十一條 分娩費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長、醫師又ハ産婆ニ於テ出産又ハ死産ノ事實ヲ證明シタル書類ヲ添附スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 分娩ノ年月日
- 三 死産ナルトキハ其ノ旨
- 四 分娩費カ健康保險法施行令第八十一條第一項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ收容セラレタル産院ノ名稱及所在地又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル醫師若ハ産婆ノ氏名及住所

疑義なし

四六二

條文

第六十二條 出產手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 分娩前ノ場合ニ於テハ分娩ノ豫定年月日、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩アリタル年月日
- 三 勞務ニ服セザリシ期間
- 四 出產手當金カ健康保險法施行令第八十一條第二項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保險者トノ續柄、收容セラレタル産院ノ名稱及所在地並收容セラレタル年月日及期間
- 五 出產手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ

其ノ報酬ノ額及期間

- 六 出產手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル出產手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

- 一 前項第三號ノ期間ニ關スル事業主ノ證明書
 - 二 分娩ノ豫定年月日ニ關スル醫師又ハ産婆ノ意見書
- 前項第二號ノ意見書ニ付テハ第五十七條第四項ノ規定ヲ準用ス

疑義解釋

- 一 施行規則第六十二條第一項第二號ノ「分娩前ノ場合」ノ意義

四六三

施行規則第六十二條第一項第二號の『分娩前の場合』とは分娩の日前に請求する出産手當金の場合を指すものとす（昭和二年九月二十六日附保理第三、三五九號を以て保険部長より香川健康保険署長宛回答）

二 出産手當金支給請求書ニ記載スヘキ被保険者證ノ記號及番號

出産手當金支給請求書に記載すべき被保険者證の記號及番號は現在の被保険者證の記號及番號とす（昭和三年八月四日附保理第一、九三一號を以て保険部より埼玉縣北埼玉郡三俣村武州製絲株式會社淺倉直三郎宛回答）（他の給付の請求書及届出書に記載すべき被保険者證の記號及番號も亦同じ）

三 任意繼續被保険者ト出産手當金支給請求書ニ添附スヘキ事業主ノ證明書

出産手當金支給請求書に添附すべき事業主の證明書は法第二十條の規定に依る被保険者にして従來の事業主に使用せられざる者に在りては添附するの必要なきものとす（昭和二年二月十日附保理第六五八號を以て保険部長より旭

川健康保険署長宛回答）

四 資格喪失後給付ヲ受クル者ト出産手當金支給請求書ニ添附スヘキ事業主ノ證明書

出産手當金支給請求書に添附すべき事業主の證明書は被保険者の資格喪失後給付を受くる者に在りては添附するの必要なきものとす（昭和二年二月十日附保理第六五八號を以て保険部長より旭川健康保険署長宛回答）

五 被保険者資格喪失後分娩ノ爲勞務ニ服セサリシ期間ニ關スル證明

分娩の爲勞務に服すること能はざる證明は被保険者の資格喪失後のものにては個々の場合に就き適宜の方法に依り従前の勞務と同程度の勞務に服しつゝありしや否やを認定するの外なかるべしと思料せらる（昭和五年九月十九日附保理第四五八號を以て保険部長より仁丹工場健康保険組合理事長宛回答）

六 分娩前ノ出産手當金ノ請求書ニ添附スヘキ分娩豫定日ニ關スル産婆ノ意見書ノ日附

分娩前ノ出産手當金ノ請求書に添附すべき分娩豫定日に關する産婆の意見書は分娩豫定日前二十八日以前の日附たることを必要とせざるものとす（昭和二年三月十一日附保理第一、一一五號を以て保険部長より大倉鑛業無煙炭礦健康保險組合宛回答）

七 醫師又ハ産婆ノ手ヲ藉ラスシテ分娩ヲ爲シタル場合ト出産手當金支給請求書ニ添附スヘキ分娩豫定日ニ關スル醫師又ハ産婆ノ意見書

分娩の日前の出産手當金を分娩の日以後に請求を爲す場合に於て該分娩は醫師又は産婆の手を藉らざりしものときは右の出産手當金支給請求書に分娩の豫定年月日に關する醫師又は産婆の意見書の添附を要せざるものとす（昭和二年九月二十六日附保理第三、三五九號を以て保険部長より香川健康

保險署長宛回答）

條 文

第六十三條 傷病手當金、分娩費又ハ出産手當金ノ支給ヲ受ケムトスル者カ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員タル被保險者ナルトキハ其ノ請求書ニ共濟組合ヨリ受クル給付ノ期間及額ヲ記載スヘシ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受ケムトスル場合ニ於テ死亡シタル者カ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員タル被保險者ナリシトキ亦同シ

疑義なし

條 文

第六十四條 第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第六十一條及第六十二條第二項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師若ハ産婆ノ意見書若ハ證明書又ハ事業主若ハ市町村長ノ證明書ヲ添附スヘキ場合ニ於テ保險給付ノ請求書ニ相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ意見書又ハ證明書ノ添附ヲ省畧スルコトヲ得

疑義解釋

一 施行規則第六十四條及第六十五條第二項ノ請求書ノ意義

施行規則第六十四條及第六十五條第二項の請求書とあるは請求書、申請書及届書を謂ふものとす

條文

第六十五條 保險給付ノ請求ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第五十三條第二項、第四項及第五項、第五十四條第二項、第五十五條第二項及第三項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第六十一條並第六十二條第二項ノ規定ニ依リ請求書ニ添附スヘキ書類ハ請求ノ際之ヲ提出スヘシ但シ保險者ニ於テ其ノ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

疑義なし

條文

第六十六條 保險給付ヲ受ケムトスル者ヨリ第四十五條第四項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項及第六十二條第二項ノ規定ニ依ル證明書ヲ求メラレタルトキハ事業主ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス第六十四條ノ規定ニ依ル證明ノ記載ヲ求メラレタルトキ亦同シ

疑義なし

條文

第六十六條ノ二 保険給付ヲ受ケムトスル者ヨリ第四十七條第一項若ハ第五十一條第一項ノ規定ニ依ル療養證明書、第五十六條ノ二第二項、第五十七條第二項若ハ第六十二條第二項ノ規定ニ依ル意見書又ハ第六十一條ノ規定ニ依ル證明書ヲ求メラレタルトキハ保険醫ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス第六十四條ノ規定ニ依ル意見又ハ證明ノ記載ヲ求メラレタルトキ亦同シ

疑義解釋

一 自費療養ノ場合ト施行規則第六十六條ノ二ノ保険醫ノ義務
 被保險者が保険醫に就き自費を以て療養する場合に於ても則第六十六條の二

の規定の適用あるものとす（但し診療を擔當したる保険醫に限り適用あるは勿論なり）（昭和四年八月二十一日附保規第二號を以て保険部長より淵野某宛回答）

條文

第六十六條ノ三 地方長官又ハ健康保険組合ハ保険醫及保険藥劑師ニ就キ療養ノ給付ニ關シ帳簿書類ヲ檢閲シ、説明ヲ求メ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得

疑義解釋

一 傷病手當金支給請求書ノ添附書類タル勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間ニ關スル保険醫ノ意見書ニ必要事項記入方ノ命令
 傷病手當金支給請求書に添附しある勞務に服すること能はざりし期間に關す

る保険醫の意見書の内容不確實と認むるものに在りては健康保険組合に於て之が内容に關し當該保険醫に對し施行規則第六十六の三の規定に依り説明を求め又は報告を徴することを得るも保険醫の意に反し意見書に必要事項を記入すべき様命することを得ざるものとす（昭和三年九月十日附保理第二、六七七號を以て保険部長より富士瓦斯紡績岐阜工場健康保険組合宛回答）

條 文

第六十七條 健康保険組合ハ其ノ管掌スル保険ノ給付ニ關スル手續ニ付第四十五條乃至第六十二條ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

疑義なし

條 文

第六十八條 削除

條 文

第六十九條 削除

條 文

第七十條 健康保険組合ニ於テ健康保険法施行令第八十八條第一項ノ決定ヲ爲シタル

トキハ左ニ掲クル事項ヲ遲滯ナク社會局長官ニ報告スヘシ

一 保険給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ノ氏名

二 事實

三 決定ノ内容

四 決定ノ年月日及之ヲ本人ニ通知シタル年月日

疑義なし

條 文

第七十一條 本章ニ於テ被保險者トアルハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者ヲ含ムモノトス

疑義なし

第五章 健康保險法第八十條ノ審査手續

條 文

第七十二條 審査ノ請求ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ第一次健康保險審査會ニ對ス

ル審査ノ請求ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

疑義なし

條 文

第七十三條 文書ヲ以テ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ審査請求書ニ記名調印シ證據書類アルトキハ之ヲ添附シ當該健康保險審査會ニ提出スヘシ

第一次健康保險審査會ニ對スル審査請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 審査請求人ノ氏名、住所及生年月竝審査請求人被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ非サルトキハ其ノ職業及被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ關係
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名竝保險事故發生ノ際其ノ使用セラレタル工場又ハ事業場ノ名稱及所在地
- 三 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル地方長官又ハ健康保險組合ノ名稱

- 四 保險給付ニ關スル處分ノ通知ヲ受ケタル年月日
 - 五 請求ノ事件及一定ノ申立
 - 六 請求ノ理由
 - 七 立證
 - 八 年月日
- 第二次健康保險審査會ニ對スル審査請求書ニハ前項第一號、第二號及第六號乃至第八號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載シ第一次健康保險審査會ノ決定書又ハ其ノ謄本ヲ添附スヘシ
- 一 第一次健康保險審査會ノ決定書ノ交付ヲ受ケタル年月日
 - 二 第一次健康保險審査會ノ決定ニ對スル不服ノ程度及變更ノ申立

疑義なし

條 文

第七十四條 口頭ヲ以テ審査ヲ請求シタル者アルトキハ書記ハ前條第二項各號ノ事項ヲ記載シタル審査請求書ヲ作製シ讀聞カセタル上之ニ記名調印セシメ證據書類アルトキハ之ヲ提出セシムヘシ

前項ノ審査請求調書ニハ之ヲ作製シタル書記署名捺印スヘシ

疑義なし

條 文

第七十五條 健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル地方長官又ハ健康保險組合ニ對シ審査請求書又ハ審査請求調書ノ寫ヲ送付スヘシ

地方長官又ハ健康保險組合前項ノ審査請求書又ハ審査請求調書ノ寫ノ送付ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ答辯書及證據書類ヲ當該健康保險審査會ニ提出スヘシ

疑義解釋

一 審査請求却下ノ決定ノ場合ト施行規則第七十五條第一項ノ手續

訴願法第八條の規定に依る宥恕の事由なくして法第八十六條の期間經過後提出したる審査請求を健康保險審査會に於て却下の決定を爲す場合に於ては施行規則第七十五條第一項の規定に依る手續を爲すことを要せざるものとす

(昭和三年六月六日附庶發第六二五號を以て保險部大阪出張所長より大阪健康保險署長宛回答)

康保險署長宛回答)

條文

第七十六條 健康保險審査會必要アリト認ムルトキハ期限ヲ指定シテ當事者交互ニ辨駁書及答辯書ヲ提出セシムルコトヲ得

疑義なし

條文

第七十七條 審査ノ決定書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 審査請求人ノ氏名住所及生年月

二 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル地方長官又ハ健康保險組合ノ名稱

三 決定主文

四 決定ノ理由

五 年月日

前項ノ決定書ノ原本ニハ會長署名捺印スヘシ

疑義なし

條 文

第七十八條 健康保險審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ニ基キ正本副本各一通ヲ作製シ健康保險審査會ノ印ヲ押捺シテ遲滯ナク正本ハ之ヲ審査請求人ニ交付シ副本ハ之ヲ關係アル地方長官又ハ健康保險組合ニ送付スヘシ

審査請求人ニ對シ決定書ヲ交付スルコトヲ得サルトキハ健康保險審査會ハ其ノ決定書ヲ揭示板ニ揭示スヘシ

前項ノ揭示アリタル後七日ヲ經過シタルトキハ決定書ノ交付アリタルモノト看做ス

疑義なし

條 文

第七十九條 審査請求人ハ健康保險審査會ニ對シ決定書ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

疑義なし

第六章 罰 則

條 文

第八十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第三條、第四條、第十條、第十一條、第十七條第一項及第十八條乃至第二十一條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

- 二 第五條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ告知ヲ怠リタル者
- 三 正當ノ事由ナクシテ第六十六條ノ規定ニ依ル請求ニ應セス又ハ虛偽ノ證明ヲ爲シタル者
- 四 第七條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ノ備付若ハ記載ヲ怠リ、虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ故ナク被保險者ニ對シ閱覽ヲ拒ミタル者
- 五 第八條ノ規定ニ依書ル類ノ保存ヲ怠リタル者

疑義なし

條文

第八十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第十七條第二項、第二十一條第一項及第五十二條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

- 二 第二十三條ノ二第一項但書、第四項若ハ第五項ノ規定ニ依ル被保險者ノ返納又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ提出ヲ怠リタル者
- 三 第四十七條第三項ノ規定ニ依ル療養證明書ノ返納ヲ怠リタル者

疑義なし

昭和六年十一月五日印刷
昭和六年十一月十日發行

(定價 金壹圓五拾錢)

最新增補
健康保險法規及其疑義解釋

編輯兼
發行人
宇野利右衛門
大阪市東淀川區國次町一〇九

印刷所
工業教育會印刷部
同所

發行所
大阪市東淀川區國次町
工業教育會
電話北區八五七番

取
次
賣
丸
善
株
式
會
社

番八一九〇一阪大善勝

599
325

